

目 次

第1号（8月10日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
諸報告	5
議案第31号	6
議案第32号	10
閉 会	15
署 名	16

大刀洗町告示第39号

令和5年第27回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

令和5年8月1日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和5年8月10日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

令和5年 第27回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

令和5年8月10日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

令和5年8月10日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 議案第31号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算 (第4号) について

日程第5 議案第32号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算 (第1号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第31号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

日程第5 議案第32号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について

出席議員（9名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（1名）

10番 松熊武比古

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
住民課長 ……………	案納 明枝	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	農政商工係長 ……………	宮原 英壽
下水道管理係長 ……………	古賀 隆司	財政係長 ……………	福岡 信義

開会 開議午前9時30分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

本日は、10番、松熊武比古議員から病气入院のため出席できないとの届出がござっております。現在の出席議員は9人です。

ただいまから、令和5年第27回大刀洗町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、2番、隠塚春子議員、3番、平田康雄議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

検査結果の報告を行います。監査委員より令和5年6月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

以上で議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会臨時会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和5年第27回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、7月7日からの大雨では近隣の久留米市、うきは市、広川町、東峰村をはじめ各地で

甚大な被害が生じています。被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様の御冥福と1日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

大刀洗町におきましても河川水位の上昇や降雨の予測、上流のダムの緊急放流の情報などを踏まえ、今回、初めて警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、100名を超える皆様が中央公民館などに避難され、人的被害こそありませんでしたが河川のり面の損壊や西原、菅野、床島を中心に約20件の住宅の浸水被害が生じたほか、農作物や農業用施設を中心に大きな被害が生じています。

また、昨日から台風6号の強風域に入り、51名の皆様が中央公民館に避難をされたところです。これからも台風シーズンが続きます。町としては、これまでの災害の教訓も踏まえ、今後とも防災力の強化に努めるとともに、国、県をはじめ関係機関と協力しながら災害復旧と被災者の支援に取り組んでまいります。

さて、今議会には7月の大雨災害を踏まえ災害復旧などに必要な一般会計及び下水道事業会計の補正予算2件を上程しています。慎重に御審議いただき、最後には御承認賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たっての御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第31号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、議案第31号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） おはようございます。総務課の松元です。提案理由及び内容について御説明いたします。

議案第31号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度大刀洗町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,346万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,900万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

令和5年8月10日提出、大刀洗町長、中山哲志。

予算に関する説明書の4ページ、歳出をお願いいたします。後ろから2枚目の裏側となります。

それでは、4款2項2目塵芥処理費でございます。補正額が12万4,000円。こちらは家電リサイクルの手数料となっております。先ほどの7月の豪雨によりまして浸水等をいたしました災害ごみのリサイクル料となっております。

次に、5款1項10目農村環境整備費でございます。1,640万円の補正となっております。こちらは18節負担金・補助及び交付金でございます。国等の災害復旧事業の要件を満たさない被災した農地、農業用施設等についての補助金となっております。

8款1項4目、補正額158万円でございます。1節の報酬、3節の職員手当等につきましては、台風や大雨等のときの災害対策の時間外の手当となっております。

続きまして、10款1項1目農業災害復旧費でございます。補正額1億3,104万4,000円となっております。こちらは県支出金が4,310万円と地方債が1,610万円、その他として1,795万円となっております。8節旅費が災害の旅費等で4万4,000円、12節委託料及び14節の工事請負費といたしまして、農林災害復旧の設計等の委託料として5,200万円と復旧の工事として7,900万円という形になっております。

次に、2目の公共土木施設災害復旧費でございます。補正額が431万3,000円。こちらでも地方債が3,300万円となっております。

12節の委託料といたしまして、こちらは先ほどの大雨のときの災害ごみの処分委託として100万円、14節の工事請負費として331万3,000円という形になっております。

前のページの3ページをご覧ください。歳入の説明となります。

12款1項4目災害復旧費分担金でございます。1節災害復旧費分担金は、農業災害復旧工事費の地元分担金となっております。1,795万円となっております。

次に、15款2項8目災害復旧費県補助金の1節の災害復旧費補助金でございます。農地、農業用施設の災害復旧の補助金といたしまして4,310万円となっております。

19款1項1目繰越金でございます。1節の繰越金は、前年度繰越金となりまして7,301万1,000円でございます。

次に、21款1項8目災害復旧事業債は、1節の公共土木施設災害復旧事業債といたしまして330万円、2節の農業災害復旧事業債といたしまして1,610万円となっております。

予算書の3ページに戻りまして、第2表になります。前のページの3ページとなります。

第2表、地方債補正、1、追加、災害復旧事業債といたしまして、限度額1,940万円、起債の方法といたしましては、証書借入となります。利率は5%以内、償還の方法といたしましては、政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するところ

による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 何か。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 1つ訂正をお願いいたします。

説明資料のほうで一番初めに言いました歳出の4ページ、最後から2枚目の裏側でございます。

10款1項2目の公共土木施設費災害復旧費の補正額の財源内訳のところの地方債の金額でございますが、3,300万円と申しましたが330万円の訂正をいたします。すみませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

4ページの4款2項2目11節役務費に家電リサイクル手数料12万4,000円が計上されておりますけれども、リサイクルの台数が分かればお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） リサイクルの品目ごとの台数を申し上げます。テレビが20台、洗濯機が9台、冷蔵庫が9台、乾燥機が1台、エアコンが1台、以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（8番 東 義一） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） ないようでしたら、ここで暫時します。

休憩 午前9時45分

.....

再開 午前9時54分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑のある方は挙手願います。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬でございます。

4ページをお願いしたいと思います。歳出のところで、例えば5款1項の農村環境整備事業というのがあって、備考欄でございますけれども、農地等災害復旧事業補助金というのが出ています。何が聞きたいかと言ったら、先ほど補助が受けられない小さなものの集まりとありましたが、これに対する地元負担金というか受益者負担金はないのか。例えば災害復旧事業は、先ほど1,700万円ぐらいの地元負担金がありますよという御説明だったものですから、むしろでき

るだけ地元負担を、こんなに何年も続く災害ですから、減らす方法はないのかというのを本当は聞きたいんですけども、それは今までのやり方ですとずっとやってこられて、条例でも書いてありますから仕方ないのかなと思うんですけども、この農村環境整備事業でやる災害復旧は負担金が生じない。そして普通の農村災害復旧事業でやる場合は地元負担金が生じますと、これは条例に書いてある率で生じますよと、そこら辺の違いか、考え方があれば教えていただきたいと思っています。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

こちらの事業内容についてですが、総務課長が説明しましたとおり、今まで国の災害復旧事業の要件を満たさない場合、施設復旧については町単独の補助事業で既に支援はしていましたが、農地の被害については、これまで個人負担となっておりました部分を新たに町の単独事業で災害支援を行えるように仕組みを構築して支援を行うことも今回考えております。

負担割合は、農地は町が70%、施設については町が80%の支援を行うことにしております。地元負担は農地の場合が30%、施設の場合が20%となっております。

想定される国の災害復旧事業に乗らない農地の30件、施設の25件の復旧事業費に各負担割合を乗じた合計の金額を今回、補正予算に計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） そしたら、今おっしゃっている分は歳入の災害復旧分担金に全部含まれているということではないはずですよ。だから分担金がどこに上がってきているのかよく分からなかったものですから。

○議長（安丸眞一郎） 今の件で答弁を求めます。宮原農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） お答えをいたします。

先ほど課長のほうから説明させてもらった事業は、農家さんが事業主体になるようなものになっておりますので、補助金という考え方で70%農地であれば70%農家さんにお支払いをする。農家さんが土木屋さんとかを見つけていただいて見積りを取っていただきまして、交付申請をしていただきまして交付決定というような事業になっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員8名中起立8名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第32号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第32号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課の棚町です。よろしく願います。

それでは、議案第32号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案第32号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和5年度大刀洗町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順序で読み上げさせていただきます。

収入、第1款下水道事業収益7億3,540万7,000円、2,250万円、7億5,790万7,000円。第2項営業外収益4億7,130万3,000円、2,250万円、4億9,380万3,000円。

支出、第2款下水道事業費用7億3,532万9,000円、3,000万円、7億6,532万9,000円。第1項営業費用6億2,616万5,000円、3,000万円、6億5,616万5,000円。

資本的収入の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億6,422万7,000円を1億5,672万7,000円、引継現金2,151万4,000円を1,946万

9,000円、当年度利益剰余金処分量1,488万5,000円を943万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第3款資本的収入2億9,801万4,000円、750万円、3億551万4,000円。
第1項企業債4,800万円、750万円、5,550万円。

次ページをお願いいたします。

企業債の補正。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

追加、起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債（農業集落排水事業）、限度額750万円、起債の方法、証書借入、利率5%以内、償還の方法、政府資金または地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については貸付先と協議して定める。ただし、財政等の都合により据置期間または償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えることができる。

利益剰余金の処分。

第5条、予算第10条に定めた当年度剰余金の処分金額1,488万5,000円を943万円に改める。

令和5年8月10日提出、大刀洗町長、中山哲志。

今回につきましては、7月10日からの豪雨による下水道施設の災害復旧に関する補正予算となります。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

下水道事業会計予算の補正予算事項別明細書になります。

1款下水道収益として2,250万円を予定しております。

1款2項4目の国県補助金750万円は、災害関連農村生活環境施設復旧事業費補助金でございます。

次に、1款2項9目の雑収益1,500万円は、全国自治共済協会建物共済金からの収入でございます。

次の6ページをお願いいたします。

支出といたしまして、2款下水道事業費用として3,000万円を予定しております。

収益的支出でございますが、2款1項1目の管渠費700万円は、大堰地区のマンホールポンプ場の災害復旧工事費でございます。

次の2款1項2目の処理場費2,300万円です。これは大堰地区水処理センター災害復旧工事費でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

3款資本的収入として750万円を予定しております。

3款1項2目のその他の企業債750万円は、地方公営企業災害復旧事業債、農業集落排水事業の分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 5番、黒木です。

これは令和5年度に、結局、大水が入らないように工事費を計上していたと思いますが、そこら辺についてはいかがですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 黒木議員の質問にお答えいたします。

西原の農業集落排水場のほうございますが、防水扉等をして大雨が降った際の対応をするということで予算を上げさせてもらっておりましたけれども、今年度、実施設計と工事のほうに入るようにしておりましたが、今回の大雨につきましては、まだ工事のほうに入れておりませんでしたので被災したという状況でございます。

今年度の3月までには防水扉等も設置して、来年度には大雨の際に対応ができるということで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今の答弁は課長。当初予算で組んでいたでしょう。それなら大水はいつ入るのか。きちんと4月に当初予算で組んでいるでしょう。それなら大水は何月頃に入るのか。当初予算からきちんと実施設計をして、当然、大水が入る前にしないと、来年の3月にしますよと、そんなことでくるもんね。やはり担当者として、課長さん、はっきり言いますが、当初予算で組んでいるでしょう。幾ら補助金がきてもそこら辺はきちんと実施設計をして、大水が入って、そしてまた昨年よりもオーバーして災害がありましたというなら分かるけれども、その返事を聞かせてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 黒木議員の質問に対して回答させていただきます。

一応、昨年の予算の説明の際にも説明させていただいたかと思っておりますけれども、実施設計が出来上がる予定が10月、それが終わった後に防水扉のほうの工事をするというスケジュールでございましたので、大変申し訳ございませんけれども、今回の大雨の災害には間に合わなかったという次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 最後に、大きい声で申し上げたんですけれども、やはりあなたたちもそれなりに当初予算を組んだなら、いつ頃に災害が来るというなら、当然、そういうことをして、そして昨年よりも今年は大水が多かったということで災害があったならそれはやむを得ないですが、国、県から幾らか補助がくるといっても今後もありますので、やはりそこら辺については十分に抜かりのないようにきちんと工事をしておいていただきたいと思います。

幾らか補助金がきても、また国からもいろいろな融資はありますけれども、やはり当初に計画したなら、やはりそれはきちんと時期が来たらするというような計画を当初から考えておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬でございます。

6ページをお願いします。管渠費という中にマンホールポンプの災害復旧工事費700万円というのが補正で計上されているんですが、多分、マンホールポンプはかなりの数があると思うんですが、大体、何基のマンホールを対象としてあるのかが分かれば教えていただければと思うのですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

今回の被災設備の箇所でございますけれども、4か所ございまして、西原のマンホールポンプ場と大堰保育所のマンホールポンプ場、菅野のマンホールポンプ場と千原のマンホールポンプ場の4か所の被災設備の分の計上でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今の答弁で言われた箇所というのは、大体、浸水するところがほとんどだと思うんですが、今、黒木議員も御質問されたように、浸水しても大丈夫だというような対策というのがあるのか。それはもう仕方ないとなるのか。そこら辺の考えがあれば教えていただければと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 古賀と申します。野瀬議員の御質問にお答えします。

対策の検討ですが、令和2年度にも一度被災しておりまして、そのときに中の制御盤の配線とかスイッチ関係をできるだけ上のほうに取り付けて復旧するという形を取っております。

それ以外の対策としましては、柱とかに取り付けられておりますので、現在、取り付けられている位置よりも高いところに箱のキャビネットを移設したらどうかという検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時23分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 先ほども黒木議員が言われたように、うちの町も5年も6年も連続で水害で被災されている方がたくさんある中でこういった被害が出ていて、当初予算で通っているという中で、こういった水害対策については4月1日から早期着工という形で見直していかないと、予算を組んでも必ずその年の梅雨時期にまたこういった被害があると思うんですね。

関連してですが、床島の排水ポンプの件もすごく時間がかかり過ぎていると思うので、こういった水害対策については早期着工をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺の考えは、今後いかがでしょうか。聞かせていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。事業実施の関係ですが、どなたが答弁されますか。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

災害等を踏まえて災害に関する部分は早期に着工すべきではないかと、それは議員御指摘のとおりだろうと思います。ただ、どうしても実際に工事に着手するには基本的な設計であるとかいろいろな関係機関との調整がございます。今回の大堰の水処理センターの工事に関しましても、年度当初に実施設計のほうに出しまして、その設計にどうしてもある程度の一定期間の時間がかかりますし、出水期の前までに設計を終わらせて、なおかつ工事を終わらせるというのは非常に難しゅうございます。

もちろん気持ち的には1日でも早くということなんですけれども、基本的には年度当初に設計を出して、出水期が終わった10月から工事に入るということで、今回、予定をさせていただいたものでございます。

また、床島等についても今の現況を考えますと、それはもう1日でも早くポンプが設置できる

方向に取り組むべきだと考えてございます。ただ、これにつきましても設計もそうですけれども、佐田川の改修計画等とのすり合わせとか、河川事務所との協議等もございますので、設置をするにしてもそこは河川管理者の許可の下でやらないと、どうしても手戻り等が生じますので、そういうことで一定の時間が生じているところでございます。お気持ちは同じでございますので、一刻も早くできるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員8名中起立8名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第27回大刀洗町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時28分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 8月10日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 隠塚 春子

署名議員 平田 康雄